

コンプライアンス委員会

令和3年12月17日

デジタル庁

— 本日の議題

1 開会

2 議事

- ・誓約書の提出状況等について
- ・各種研修の実施等について
- ・ハンドブックの作成について
- ・その他

3 閉会

誓約書の提出状況等について

誓約書の提出状況

令和3年11月末時点で全ての職員から提出済

<全職員からの提出に時間を要した原因>

- ・ 業務多忙等により、本人が提出を失念していた
- ・ 主として他省庁で働いている併任職員に対しては、本件制度の周知が十分行き届いていなかった 等

<今後の対応>

- ・ 誓約書の提出状況の管理を徹底する
- ・ 関係府省との連携の下、新たに入庁する職員に対する制度の周知を早期に、かつ、丁寧に行う 等

入札制限等の運用状況

関係職員の登録案件数:59件(令和3年11月末時点)

各種研修の実施等について

倫理法令に係る研修の実施

- ・ 開催日:11月18日(木) 16時~17時
- ・ 講師:国家公務員倫理審査会事務局 倫理企画官
- ・ 対象:民間企業出身者(国家公務員出身者の参加も可)
- ・ 内容:国家公務員倫理法令(デジタル庁内規の内容を含む)
- ・ 出席者数:101名

ガバナンス等に係る幹部向け研修等の企画、実施

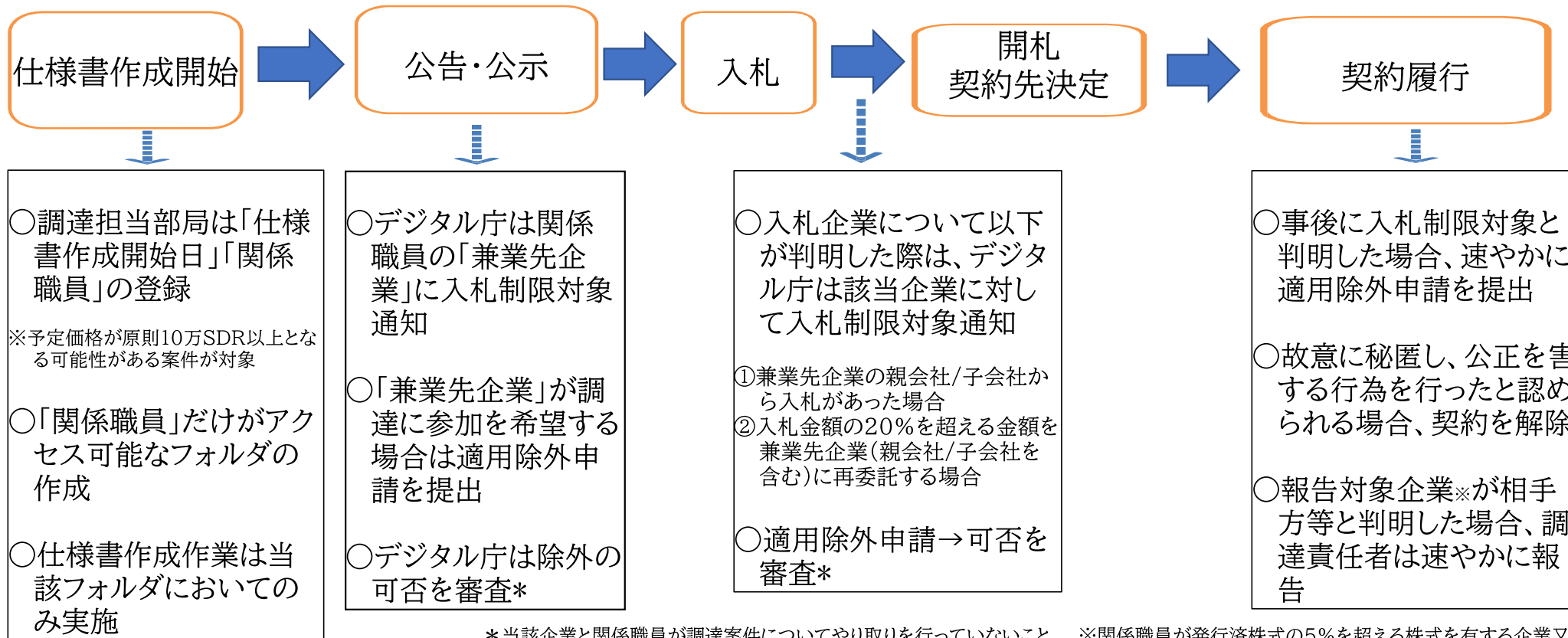
- ・ ガバナンス等に係る幹部向け研修等の企画、実施について、一般競争入札で調達済
- ・ 研修は、令和4年3月末までに実施予定

■ ハンドブックの作成について

コンプライアンスに関するハンドブック(職員向け執務資料)の作成

- ・ 事業者との意見交換や調達手続等に関与する職員が、手元でコンプライアンスに関する各種ルール等を確認できるよう、一覧性の高いものとする必要がある
- ・ ハンドブックには、以下に関する規程等を掲載予定
 - デジタル庁コンプライアンス基本方針
 - 事業者等との飲食等に関するデジタル庁独自のルール
 - デジタル庁の調達における入札制限等制度
 - 職員がSNS等で情報発信する際のルール
 - 行政文書の管理関係
 - 情報セキュリティポリシー関係
 - 内部通報関係
 - 国家公務員の服務関係

入札制限等制度の流れ(概要)



*当該企業と関係職員が調達案件についてやり取りを行っていないことを接触履歴から確認できる場合等には、適用を除外

※関係職員が発行済株式の5%を超える株式を有する企業又は特許権若しくは著作権を保有する場合であって、契約の履行に当たり、当該契約に係るシステムの構築・運用等において当該特許権若しくは著作権を使用する企業をいう。

★新たな事実が判明した場合又は疑義を感じる点があった場合、調達審査部門は監察部門に情報連携し、監察部門は必要に応じて監察を実施

コンプライアンスに関する注意喚起

飲酒の機会が多くなる時期ですので、以下を踏まえた適切な対応をお願いします。

1. デジタル庁における**職務上知ることのできた秘密の保持に留意**してください。

飲酒等会合の際の話題には、相応の注意をお願いします。また、飲食店等では、職員以外の方が会話の内容を聞いている可能性があることにも配慮してください。

2. **官職の信用を傷つけたり、国民の疑惑や不信を招いたりするような行為はしないで**ください。

勤務時間外の私的な行為であっても、酒気帯び運転（自転車を含む。）、窃盗、暴行等は、国家公務員法違反（信用失墜行為の禁止）に当たることがあります。また、利害関係者と共に飲食をして、自己の飲食費用を負担してもらったり、手土産をもらったりすることは、国家公務員倫理規程により禁止されています。

3. **新型コロナ対策について適切な対応**をお願いします。

飲食店利用等の職場外の行動については、基本的対処方針や都道府県知事の要請等を踏まえ、感染対策を徹底するようお願いします。